

「第 24 回震災対策技術展・横浜」参加報告

日時：2020 年 2 月 6 日(木) G会場

報告：防災委員 東 二郎

『災害時における企業等の法的課題と対策』

「首都圏での大地震時のリスク」の災害時の法的対策は？と題して丸の内総合法律事務所の弁護士中野明安さんの講演をお聞きした。

自然災害時にも企業は従業員に対して、あるいは利用客に対して「安全配慮義務」があるのか。

これまで裁判などでは明確に論じられてきていなかったが、平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災における損害賠償請求事件訴訟では複数の判決で明確に「災害時にも企業には従業員に対する安全配慮義務がある」、「災害時にも利用客に対して安全に利用できるよう注意義務がある」旨判断されることとなった。

災害時の事業者の取り組み事例と課題

災害時における事業者の対応から学ぶことの事例

□P 幼稚園バス津波被災事件（平成 25 年 10 月判決）の場合

同園は震災発生直後に、園児を帰宅させようと送迎バス 2 台を出した。1 台は園に引き返し無事だったが、沿岸部に向かった 1 台が津波で横転、園児 5 人が車内で火災に巻き込まれ死亡した。

争点：災害時にも顧客、従業員に対して注意義務（安全配慮義務）を負うか

自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を執り、在園中又は送迎中の園児を保護すべき注意義務を負う。

「自然災害なのだからやむを得ない」などという考え方は採用されていない。

争点：注意義務（安全配慮義務）を履行するための効果的な地震対策マニュアルがあったかについて

争点：注意義務（安全配慮義務）を履行するための効果的な防災訓練がなされているかについて

争点：注意義務（安全配慮義務）を履行するための効果的な地震津波情報収集がなされているかについて

判断：本件幼稚園の周囲に本件地震による被害がほとんどなかったとしても、最大深度 6 弱の揺れが約 3 分間も続いていたから、地震の震源地等によっては巨大な津波に襲われるかもしれないことは容易に予想されることであって……。

被告幼稚園園長に情報収集義務の違反が認められた。

以上の判例の説明を聞きながら、一旦裁判になると日々の忙しさの中で疎かになりやすい訓練、対策についての責務を問われることを肝に銘じないといけないと思いました。

上記のほかに石巻市に大川小学校の裁判事例も紹介されていました。

そこでは、「直近の対応の是非」ではなく、「災害発生前の対応＝防災の取り組み」に関する**注意義務違反**の有無が主な争点になったそうです。

災害に関して様々な切り口があることを再認識した震災対策技術展であり、有意義なシンポジウムでもありました。

令和 2 年 2 月 6 日 東二郎